

向日市ふるさと納税「お礼の品」募集要項

第1条 目的

この要綱は、向日市ふるさと納税制度の推進及び本市の産業の振興を図るため、ふるさと納税の寄附者に対して贈呈する市内の特産品等のお礼の品（以下「お礼の品」とする）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 事業者の要件

市が募集するお礼の品に商品を提案することができる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 本社または事業所のいずれかを市内に有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、向日市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

第3条 お礼の品について

お礼の品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号の総務大臣が定める基準に基づき、かつ次に掲げる要件をいずれも満たしている商品とする。

- (1) 全国に向けて、本市のPRに繋がるような商品とする。
- (2) 商品に表示される産地、製造者、加工者及び販売者のいずれかが本市の事業者又は住所であること。
- (3) 商品は、受注後5日以内に郵送、宅急便等で発送できるものであることとし、食品の場合は、商品到着後、1週間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (4) 商品は、単品または詰合せのどちらでもよいこととし、季節限定、期間限定又は数量限定の商品でもよいこととする。
- (5) お礼の品の価格は、設定する寄附金額の3割を上限とする。なお、お礼の品の価格は、消費税と梱包代を含み、送料は別とし、実費を支払うものとする。
- (6) 全国各地に配送が可能であること。

第4条 申し込み方法

別紙「お礼の品申込書」に必要事項を記入し、添付書類とともにメール、ファックス、郵送、または窓口（向日市秘書課）に提出すること。

第5条 その他留意事項

- (1) 本市がお礼の品提供事業者として適当でないと認めた場合は、お断りする場合があります。
- (2) お礼の品提供事業者に決定した際には、業務のために必要とする書類や画像等を提出いただきます。
- (3) ふるさと納税制度およびお礼の品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。